|  |
| --- |
| 委任状　私儀を代理人と定め下記権限を委任する　記□第８８条第１項（※１）□第８８条第２項（※２）　１ 都市再生特別措置法　□第１０８条第１項（※３）　　の規定による届出書作成並びに□第１０８条第２項（※４）　　提出代理の件□第１０８条の２第１項（※５）１ 併せて上記届出に係る図書処理に関する一切の権限並びに関係書類の作成及び提出受領に関する件 　　　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　所　 　　　　　　　　　　　　　　　　委任者　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　 |

※１：加古川市立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域内において、開発行為であって住宅等の建築の用に供する目的で行うもの（３戸未満の住宅等の建築の用に供する目的で行うものにあっては、その規模が1,000㎡以上のものに限る。）又は住宅等を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為（３戸未満の住宅に係るものを除く。）を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の３０日前までに、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を加古川市長に届け出なければならない。

※２：都市再生特別措置法第８８条第１項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の３０日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を加古川市長に届け出なければならない。

※３：加古川市立地適正化計画に記載された都市機能増進施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該都市機能増進施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為を行おうとする者（当該都市機能増進施設の立地を誘導するものとして加古川市立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内においてこれらの行為を行おうとする者を除く。）は、これらの行為に着手する日の３０日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を加古川市長に届け出なければならない。

※４：都市再生特別措置法第１０８条第１項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の３０日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を加古川市長に届け出なければならない。

※５：加古川市立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る都市機能増進施設を休止し、又は廃止しようとする者は、休止し、又は廃止しようとする日の３０日前までに国土交通省令で定めるところにより、その旨を加古川市長に届け出なければならない。